様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科研費 KAKENHI

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　５ 年　 ４ 月 ２８ 日現在

機関番号：１３９０１

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2022

課題番号：１５Ｋ０２８３０

研究課題名（和文）技術史的観点からみた古代宮殿・官衙・寺院造営と天皇家産機構の関係についての研究

研究課題名（英文）Research on the relationship between the construction of ancient palaces, government offices, and temples and the imperial household system from the viewpoint of the history of technology

研究代表者

古尾谷　知浩（FURUOYA, Tomohiro）

名古屋大学・人文学研究科・教授

研究者番号：７０２８０６０９

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、日本古代における宮殿・官衙・寺院等の建築生産と、国家との関係を検討した。その結果、奈良時代においては、建築生産技術、またその前提となる手工業生産技術は、広く一般に拡散しており、国家に依存しなくても寺院等を造営できる水準に達していたことを示した。一方、天皇の住居としての宮殿や、天皇が発願した寺院の造営については、国家機関のうち天皇の意志を直接承けて執行する天皇家産機構がこれを担い、原材料としての木材の調達、瓦その他建築資材の生産、技術者の確保などを直接行っていたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義
本研究は、古代の手工業生産や建築生産が、「官営」によって行われていたという従来の説に対し、「官営」生産は天皇家産機構によるものにほぼ限定され、広範な民間の生産活動が展開していたということを明らかにしたという学術的意義がある。また、古建築や文化財などに対する一般の人々の関心に対し、それらがどのような歴史的背景の中で産み出されてきたのかという知見を示すという社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：In this study, we examined the relationship between the construction production of palaces, government offices, and temples in ancient Japan and the state. As a result, it was shown that during the Nara period, building production technology, and the handicraft production technology that was the basis for it, had spread widely to the general public, and had reached a level where temples could be built without relying on the state. On the other hand, regarding the construction of palaces as residences for the emperor and temples proposed by the emperor, the Imperial Household Agency, which directly accepts and executes the will of the emperor, is in charge of this. In addition, it was revealed that it was directly involved in the production of building materials and the securing of engineers.

研究分野：日本古代史

キーワード：日本史　古代史　手工業生産　建築生産　天皇家産機構

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９（共通）

１．研究開始当初の背景

　従来の、古代における建築生産史研究においては、造営の前提となる建築部材生産などの手工業生産史研究が個別分散化しており、最大の生産物である建造物の造営という観点まで結合されていなかったこと、建造物の造営と、その後の機能が、連続的に検討されてこなかったこと等が課題であった。これを解決しようとするのが本研究の背景である。

２．研究の目的

　本研究は、文献史料に基づいて、古代宮殿・官衙・寺院造営のあり方を検討することを目的とした。宮殿・官衙は、律令制に基づく支配に関わる施設であり、寺院は仏教に関わる施設であって、当然相違点は存在する。しかし、建築技術史的にみると共通する部分もあり、造営の契機の点でも天皇の宮と天皇発願寺院が密接な関係を持って造営される場合もある。かかる観点から、資材調達、技術者の掌握といった問題について、天皇家産機構の関与のありかたを軸として総合的に検討した。

３．研究の方法

　調査研究の対象になる史料として、①正倉院文書中の寺院造営関係文書、②寺院資財帳、③延喜式・儀式書など宮殿官衙・寺院・調度品等の造営・生産に関わる記載や、儀式や法会でのそれらの使用に関わる記載のある史料、④宮殿・官衙・寺院遺跡から出土した造営に関わる出土文字資料を主として取り上げ、あくまで文献史学の方法により分析を行った。その上で、建造物を含む必要物資の生産・調達のあり方を、技術史的観点を踏まえて復元し、官僚制論・家産制論の理論的考察にまで高めていくという方法をとった。

４．研究成果

　本研究の成果は、(1)古尾谷知浩『日本古代の手工業生産と建築生産』（塙書房、2020 年）において総括しており、その後の研究成果は、(2)古尾谷知浩「伊賀国玉瀧杣と天皇家産制的建築生産」（『ヒストリア』279、2020 年）、および、(3)古尾谷知浩「「親王禅師」と東大寺・造東大寺司」（『続日本紀研究』424、2021 年）にて公表しているので、その概要を記す。

(1)古尾谷知浩『日本古代の手工業生産と建築生産』（塙書房、2020 年）

①　本書の目的

　本書は、文献史料に基づいて、律令国家がどのように手工業生産・建築生産を掌握していたのか、あるいはしていなかったのかを検討することを目的としたものである。

　筆者はこれまで、天皇の家産制の問題、手工業の問題を軸に研究を行ってきた。天皇家産制研究では、一般官僚機構と天皇家産機構が律令国家の支配の両輪であったこと、天皇家産機構は天皇発願寺院と密接に関係することを明らかにした（『律令国家と天皇家産機構』塙書房、2006)。また、手工業研究では、技術史的観点を加味し、天皇家産機構による手工業生産という類型を抽出した（『文献史料・物質資料と古代史研究』塙書房、2010、『漆工房と漆紙文書』名古屋大学出版会、2014)。

　しかし、筆者に限らず、これまでの手工業研究は、瓦・土器・金属器など手工業の分野ごとに個別に検討したにとどまる傾向にあった。天皇家産機構による生産を考えた場合、それぞれの製品の生産は、建造物を最大の製品として、宮殿・官衙・寺院を造営し、そこで儀式・政務・法会などの営みを行うという目的に収斂していたはずである。研究の方向性も建築生産や、施設で行われる儀礼・政務まで視野に入れなければならない。そこで、本書では、前著に引き続き手工業生産の問題を扱うとともに、次の課題として建築生産についても検討した。

　従来の手工業生産史研究、建築生産史研究においては、「官営工房論」が主張されることが多かった。しかしながら、それは「アジア的生産様式」に囚われた結果のように思われる。これに対し本書では、生産の意志の発現から生産現場への伝達に至る過程、生産手段の所有、労働力の確保・組織化、技術の伝達、製品の使用・消費といった論点に着目して、「官営工房論」の再検討を行った。具体的には、第一部「手工業生産」において鉄製品・木製品・繊維製品・窯業製品・神社に奉献する神宝の生産について、第二部「建築生産」において宮殿・官衙・寺院の造営、修理について扱い、「官」つまり律令国家がどこまで生産を掌握しているのかを明らかにした。

　上記の各論的検討を踏まえた本書全体の結論は以下の通りである。奈良時代の手工業生産において、律令国家が管理したのは、天皇への奉仕や神事に関わる製品の生産に限られ、その外側には広範に民間の手工業が展開していた。律令国家はそれを租税あるいは交易の形で調達していたのであった。また、建築生産においては、律令国家が管理していたのは、宮都や天皇発願寺院の造営に限られ、それ以外の寺院については造営修理費用を官が負担することは原則としてはなく、技術移転を国家が積極的に図った形跡もない。一般寺院の造営修理費用の調達は、当該寺院および檀越の自助努力に委ねられていた。つまり、手工業においても、建築においても、国家が生産を直接掌握していたのは、天皇家産機構によるものに限られていたのである。

本書では、主として奈良時代の手工業・建築生産を扱ったが、平安時代については部分的に言及してはいるものの、不十分なものにとどまっている。そこで、平安時代についても検討することが次の課題となる。平安時代初期における御願寺の創建、宮殿や既存寺院の再建・修造、地方官衙・寺院の修造などが具体的論点となる。本書成稿後、すでに、②「伊賀国玉瀧杣と天皇家産制的建築生産」(『ヒストリア』279、2020)にて、宮殿・御願寺修造に必要な木材の調達について、③「「親王禅師」と東大寺・造東大寺司」(『続日本紀研究』424、2021)にて、奈良時代末〜平安時代初期における寺院修造と僧侶の関係について検討しているが、今後もかかる観点からの研究を蓄積していきたいと考えている。

② 文献史料に基づく日本古代建築史研究の回顧

まず、宮殿・官衙研究の面で画期となる研究として、近世の裏松固禅、北浦定政などの研究を踏まえた、明治期の関野貞、喜田貞吉らの研究を挙げなければならない。この研究の流れは、第二次世界大戦後に都城遺跡の発掘調査が本格化する中で展開し、考古学、建築史学、文献史学の研究者らが、論争と協業を蓄積してきた。

一方、寺院研究については、同じく明治期の関野・喜田をはじめとする法隆寺再建・非再建論争において、建築史学、文献史学、美術史学、考古学の研究者らにより、論争と協業が積み重ねられた。こうした研究の流れは、戦後、『奈良六大寺大観』(4)、『大和古寺大観』(5)のような、「総合的寺院史」とも言うべき成果に結実している。

こうした研究とやや方法を異にするものとして、福山敏男による正倉院文書を用いた興福寺西金堂、法華寺、石山寺などの寺院造営の研究がある(6)。福山が示した方向性は、総合的寺院史研究の深化、正倉院文書研究の精緻化とも関わりながら戦後も展開し、次のような論点が提示されている。

ア発願主体：天皇発願寺院の場合、王権との関係が問題となる。

イ造営主体：天皇発願寺院の場合、造営官司、例えば造東大寺司などが問題となる。

ウ労働力編成：技術官人の確保、単純労働力の動員、力役などが問題となる。

エ造営・維持財源：寺領荘園、封戸、天皇発願寺院の場合家産機構の所領などが問題となる。

オ必要物資の生産・調達：瓦・金属器・木材・調度品および労働者への給付などが問題となる。

宮殿官衙造営の場合、アの発願主体における造営の意図が「仏教信仰」ではなく「律令制」に置き換わるが、全体として共通の論点が問題となろう。

これ以外に、戦後深化した側面として、それぞれの施設の使用時点の問題が明らかにされてきたことが指摘できる。つまり、宮殿官衙の場合は、儀式・政務、寺院の場合は法会などであり、個々の建物の平面構造や建物群の配置との関係が、考古学的発掘調査の成果も踏まえて明らかにされてきている(7)。

以上、中央の宮殿・官衙・寺院を中心に研究史を整理したが、地方においても対応させて考えることができる。天皇の命で地方支配を行う国司の拠点である国府と、天皇発願寺院たる国分寺の問題なども、上記論点を踏まえて検討しなければならない。また、官に関わらない、人々の知識（寄進）によって造営された寺院であっても、例えば行基発願の土塔のように、天皇あるいは律令国家との親和性を持つ部分があり(8)、相互の関係を再検討する必要がある。

③ 研究史上の課題

以上の研究史を再検討すると、下記のような課題を指摘できる。

第一に、技術の管理、伝達という面の検討が手薄になっていることである。この問題に論及している研究もあるが、中央集権的な技術管理を強調する傾向があり（本書第二部第五章を参照）、前著で明らかにしたような手工業技術管理のあり方と照らし合わせるならば問題がある。

第二に、前記の一でも述べたように、手工業史研究が瓦・金属器・木材等々、個別の分野の研究に止まっており、個々の必要物資の研究が総合的に建築生産にまで結びつけられていない点も問題である。それぞれの手工業分野の研究については考古学の蓄積があり、製品の種類ごとに研究が深化しているが、個別分散化の方向にある。一方で、文献史学の面では、考古学の深化に基づく技術史的検討を踏まえた研究が遅れている。

第三に、宮殿官衙と寺院造営の問題が、共通する論点を含みながらも、必ずしも統一的観点から研究されていない。造営目的が違うということがあるが、例えば七世紀前半段階における百済宮と百済大寺のように、天皇の宮と天皇発願寺院が同一の原理で造営されていることに着目すべきである。その後、官衙は律令制の整備に伴って、天皇からは相対的に自立した官僚機構の支配の拠点として作られていくことになり、寺院造営とはその性格を変えていくのは事実としても、天皇家産機構の拠点としての宮と寺院は、八世紀でも密接に関係しており(9)両者の連関を検討することは課題である。

第四に、総じて、建造物、あるいはそのために必要な物資を生産する体制の議論と、その使用の議論が接続されていないことも問題である。

④ 本書の構成

以上のような問題意識を踏まえ、律令国家、より端的には天皇家産機構が建築生産やその必要物資の生産をいかに行ったのかを明らかにするために、本書全体を二部に構成して論じた。

第一部「手工業生産」

第一章は、手工業生産の研究史を整理したもので、本書全体の課題を示したものである。「手工業」を論題としているが、石母田正が「工房」の語ではなく建築現場を含む「作業場」の語を用いたことにも示されるように、議論は手工業に止まらず、建築生産にも広がり、ひいては都城造営にも関わる。副題にもあるとおり、「官営工房論」の批判的再検討を行っているが、本章で述べたように、「官営工房論」の展開に大きい影響力を持ったのは、石母田正であった。本文中では触れていないが、「アジア的生産様式」に囚われた結果のように思われる。現時点で、「アジア的生産様式」が言い立てられることは希であるにもかかわらず、「官営工房論」が生き続けていることは、思えば奇妙なことである。本章は、生産手段の所有という、史的唯物論の基本的部分を踏まえた上で、その帰結であった「アジア的生産様式」を問い直す試みでもある。また、唯物論ではあまり顧みられることがなかった「生産の意志の発現・伝達」の問題を重視したことも本章、および本書全体の特徴と考えている。

第二章～第五章は、前著刊行以降に検討した個別手工業分野（鉄製品、木製品、繊維製品）や、前著で扱った分野（土器）の補足の論考である。前著も合わせて参照されたい。

第六章は、先の第一の課題に関連して、神宝製作における、都鄙間、世代間の技術伝達の問題を検討したものである。

第七章は、地方官衙周辺における手工業生産について扱った。前著以来、手工業生産のうち、国家が掌握した部分を「天皇の家産制的手工業」と位置づけたが、その外側に広範に民間の手工業が展開していたことを、あらためて論じたものである。

第二部「建築生産」

第一章～第四章では、律令国家における宮殿・官衙・寺院などの建築生産について、主として技術労働力の掌握、技術の伝達、必要物資の調達などについて検討した。いずれの章も各論点に関わるが、第一章は、特に技術労働力の掌握と技術伝達の問題を論じ、上記の研究史上の第一の課題に取り組んだものである。また、第二章・第三章では、官衙・寺院の建物や施設の使用のあり方を、技術伝達の問題とも関連させて論じたもので、研究史上の第一、第四の課題に接近しようとしたものである。第四章は、特に物資の調達のあり方について総合的に論じたもので、第二の課題に関わっている。

第五章は、造営意志の発現という、第三の課題に関わる論点も合わせ、必要経費の財源や技術伝達の問題なども総合的に論じたもので、第二部の、そして本書全体の総括にあたるものである。

註

１　古尾谷知浩『律令国家と天皇家産機構』（塙書房、二〇〇六年）

２　古尾谷知浩『文献史料・物質資料と古代史研究』（塙書房、二〇一〇年）、『漆工房と漆紙文書』（名古屋大学出版会、二〇一四年）

３『文献史料・物質資料と古代史研究』（前掲註２）

４『奈良六大寺大観』（岩波書店、一九六八年～一九七三年）

５『大和古寺大観』（岩波書店、一九七七年～一九七八年）

６　福山敏男『日本建築史の研究』（桑名文星堂、一九四三年）

７　宮殿・官衙については岸俊男『日本古代宮都の研究』（岩波書店、一九八八年）、今泉隆雄『古代宮都の研究』（吉川弘文館、一九九三年）、橋本義則『平安宮成立史の研究』（塙書房、一九九五年）、同『古代宮都の内裏構造』（吉川弘文館、二〇一一年）、同『日本古代宮都史の研究』（青史出版、二〇一八年）、古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』（吉川弘文館、一九九八年）など、寺院については清水擴『平安時代仏教建築史の研究』（中央公論美術出版、一九九二年）、山岸常人『中世寺院社会と仏堂』（塙書房、一九九〇年）、藤井恵介『密教建築空間論』（中央公論美術出版、一九九八年）など

８　古尾谷知浩「文字瓦と知識」（『文献史料・物質資料と古代史研究』〈前掲註２〉、初発表二〇〇七年）、吉川真司『聖武天皇と仏都平城京』（講談社、二〇一一年）

９　鷺森浩幸『日本古代の王家・寺院と所領』（塙書房、二〇〇一年）

(2)古尾谷知浩「伊賀国玉瀧杣と天皇家産制的建築生産」（『ヒストリア』279、2020 年）

本稿は、玉瀧杣を題材に、九・一〇世紀における天皇発願寺院や宮の造営に必要な材木供給のあり方を検討することを目的としたものである。主として取り上げる史料は、天徳三年（九五九）一二月二六日付けの東大寺宛太政官牒である。従来、これは玉瀧杣について東大寺以外の利用を禁じ、東大寺に排他的用益権を認めたものであるとする見解がいくつか出されている。しかし、写真版を詳細に検討すると、重要な部分が改竄されていることがわかり、本太政官牒により東大寺の排他的用益権が認められたということは疑問であり、むしろ、それ以前の玉瀧杣利用のあり方を一部反映したものであると評価すべきである。

一〇世紀前半、玉瀧杣は、天皇家産機構という枠組みでは、「公私共利」に優越する「禁処」に準じて、排他的に領有されていたが、その枠の中では、内裏修造に関わる修理職や、東大寺を含む天皇発願寺院すなわち「御願」寺院などの間で、材木の利用を融通し合っていた。このようなあり方は八・九世紀以来の天皇家産制的建築生産の体制を引き継ぐものであり、当該の太政官牒においても、本来は修理職の用益が認められていた。このことが、天徳四年に焼亡した内裏の

再建にあたって有効に働いたことは間違いない。しかしながら、修理職の用益が認められていたということは、当時、西塔の再建を進めていた東大寺にとって、優先的な用益が保証されない不利なものであった。こうした状況に対して、東大寺は当該の太政官牒を修理職の用益を排除する形に改竄して、応和三年（九六三）に排他的用益権を獲得したと考えられる。

(3)古尾谷知浩「「親王禅師」と東大寺・造東大寺司」（『続日本紀研究』424、2021）
　本稿で論じたことは以下の通りである。通説においては、奈良時代末に東大寺にいた「親王禅師」は早良親王と同一人物で、造東大寺司と密接に関係しながら東大寺の修造を担っていたとされていた。これに対し、本稿では「親王禅師」と早良親王が同一人物であるという説は決定的な証拠を欠くこと、「親王禅師」は、東大寺や造東大寺司の外部にあって、天皇に直結し、天皇の意志を伝える位置にあったこと、造東大寺司の技術力低下を背景に、造東大寺司を介することなく、僧侶主導で修造を行う体制を構築しようとしていたこと、東大寺の外側から東大寺三綱の人事に介入することがあったこと、などを明らかにした。そして、天皇に直属して東大寺に勅を伝えるという点をとってみると、後の東大寺別当の位置づけに近く、「親王禅師」は東大寺別当の前史として位置づけられることを主張した。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計14件（うち査読付論文　3件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　2件）

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 888
２．論文標題 宇多院司の構成とその変遷	５．発行年 2022年
３．雑誌名 日本歴史	６．最初と最後の頁 48-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 424
２．論文標題 「親王禅師」と東大寺・造東大寺司	５．発行年 2021年
３．雑誌名 続日本紀研究	６．最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 884
２．論文標題 日本古代の官司の印	５．発行年 2022年
３．雑誌名 日本歴史	６．最初と最後の頁 2-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 279
２．論文標題 伊賀国玉瀧杣と天皇家産制的建築生産	５．発行年 2020年
３．雑誌名 ヒストリア	６．最初と最後の頁 27-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 41
２．論文標題 東京・増上寺子院群	５．発行年 2019年
３．雑誌名 木簡研究	６．最初と最後の頁 134-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 41
２．論文標題 東京・天徳寺寺域第三遺跡	５．発行年 2019年
３．雑誌名 木簡研究	６．最初と最後の頁 134-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 無
２．論文標題 文献史料からみた地方官衙と手工業	５．発行年 2018年
３．雑誌名 地域と考古学の会・浜松市博物館・静岡県考古学会編『静岡県と周辺地域の官衙出土文字資料と手工業生産』	６．最初と最後の頁 67-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 20
２．論文標題 文献からみた国・郡・寺院の「庁」における政務とクラ	５．発行年 2018年
３．雑誌名 奈良文化財研究所編『地方官衙政庁域の変遷と特質』奈良文化財研究所研究報告	６．最初と最後の頁 125-132
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 656
２．論文標題 古代の木器生産	５．発行年 2017年
３．雑誌名 日本史研究	６．最初と最後の頁 20-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻
２．論文標題 8世紀の布帛生産と律令国家	５．発行年 2018年
３．雑誌名 佐藤信編『律令制と古代国家』吉川弘文館	６．最初と最後の頁 52-81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 1
２．論文標題 北浦定政「平城宮大内裏鋪地図解」	５．発行年 2018年
３．雑誌名 名古屋大学人文学研究論集	６．最初と最後の頁 447-458
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 188
２．論文標題 国の「庁」とクラ	５．発行年 2017年
３．雑誌名 名古屋大学文学部研究論集	６．最初と最後の頁 73-88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 -
２．論文標題 都城と手工業　官営工房論の再検討	５．発行年 2015年
３．雑誌名 舘野和己編『古代日本のみやこを探る』	６．最初と最後の頁 447-467
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 古尾谷知浩	４．巻 185
２．論文標題 奈良時代の木工における都鄙間技術交流	５．発行年 2016年
３．雑誌名 名古屋大学文学部研究論集	６．最初と最後の頁 149-162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

〔学会発表〕　計3件（うち招待講演　3件／うち国際学会　0件）

１．発表者名 古尾谷知浩
２．発表標題 文献史料からみた地方官衙と手工業
３．学会等名 地域と考古学の会・浜松市博物館・静岡県考古学会共催（招待講演）
４．発表年 2018年

１．発表者名 古尾谷知浩
２．発表標題 文献からみた国・郡・寺院の「庁」における政務とクラ
３．学会等名 第21回古代官衙・集落研究集会（招待講演）
４．発表年 2017年

１．発表者名 古尾谷知浩
２．発表標題 古代の木器生産
３．学会等名 日本史研究会例会（招待講演）
４．発表年 2015年

〔図書〕　計2件

１．著者名 古尾谷知浩	４．発行年 2020年
２．出版社 塙書房	５．総ページ数 307
３．書名 日本古代の手工業生産と建築生産	

１．著者名 佐藤　信、小口　雅史、古尾谷知浩他	４．発行年 2018年
２．出版社 同成社	５．総ページ数 322
３．書名 古代史料を読む　上	

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

７．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関